

佐賀県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年三月二十六日から平成二十二年四月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	佐賀市諸富町大字為重字上下一五 六九番三地从先から 佐賀市諸富町大字為重字石塚分一 本杉一角三三八番一地从先まで	平成二二・三・二九